

毎週火・金曜日発行(当日が休日当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○産業廃棄物処理施設変更の許可の申請があった件	九	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件	三
○地籍調査の成果について認証した件	九	○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件	三
○道路の区域を変更する件八件	九	○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	三
○道路の供用を開始する件	二	○一般競争入札を行う件	三
○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件	三	福島県病院局	
公 告		○平成十九年度福島県病院局育休任期付職員(看護及び助産)採用候補者登録試験を実施する件	四

告 示

福島県告示第七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第十五条の二の五第一項の規定により産業廃棄物処理施設を変更しようとする者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。その申請書及び法第十五条の二の五第二項において準用する法第十五条第三項に規定する当該産業廃棄物処理施設を変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を、平成二十年一月八日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十年一月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

東北電力株式会社 代表取締役 高橋 宏明

宮城県仙台市青葉区本町一丁目七番一号

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

福島県南相馬市鹿島区川子字大迫二番ほか九十六筆

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十四号ハに規定する管理型最終処分場

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

- 1 燃え殻
- 2 汚泥
- 3 ばいじん

五 申請年月日

平成十九年十一月三十日

六 縦覧場所

1 福島県相双地方振興局県民環境部環境グループ

福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地

2 南相馬市市民生活部環境安全課

福島県南相馬市原町区本町二丁目二十七番地

(環境保全領域産業廃棄物対策グループ)

福島県告示第八号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十年一月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行った者の名称

会津若松市

二 成果の名称

会津若松市神指町の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県相双建設事務所平成二十年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年一月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名

区

間

変更前変

敷地の幅員

延

長

路線名	区	間	変更前変		敷地の幅員	延	長
			敷地	の幅員			
浪江線	同	市原町区本町一丁目七八番地先まで	変更後	変更前	一一・六〇	二五・一〇	四八・七〇
			一一・六〇	二五・一〇	四八・七〇	四八・七〇	

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県相双建設事務所平成二十年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年一月八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区	間	変更前変		敷地の幅員	延	長
			敷地	の幅員			
県道原町	同	市原町区大木戸	変更後	変更前	一一・〇〇	一一・〇〇	二二・〇〇
			一一・〇〇	一一・〇〇	二二・〇〇	二二・〇〇	

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県相双建設事務所平成二十年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年一月八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区	間	変更前変	敷地の幅員	延	長
-----	---	---	------	-------	---	---

路線名	区	間	変更前変		敷地の幅員	延	長
			敷地	の幅員			
県道金山	同	郡田町大字福田	変更後	変更前	一三・二一	一三・二一	一一八・五〇
			一三・二一	一三・二一	一一八・五〇	一一八・五〇	

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県相双建設事務所平成二十年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年一月八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区	間	変更前変		敷地の幅員	延	長
			敷地	の幅員			
県道広野	同	郡田町大字夫沢	変更後	変更前	八・八〇	一一・〇〇	一〇四・二〇
			八・八〇	一一・〇〇	一〇四・二〇	一〇四・二〇	

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県いわき建設事務所平成二十年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年一月八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区	間	変更前変	敷地の幅員	延	長
-----	---	---	------	-------	---	---

県道常磐 勿来線	いわき市常磐湯本町天 王崎四二番一〇地先か ら 同 市常磐関船町迎 一八番地先まで	変更前	変更後	更後の別 (メートル)	更後の別 (メートル)
		六・四〇 一八・〇	七・四〇 二九・六	三三二・七	三三二・七

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県いわき建設事務所で平成二十年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年一月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

県道勿来 浅川線	いわき市川部町松ノ下 一七〇番一地先から 同 市田人町旅人字 井戸沢二二七番八二地 先まで	変更前	変更後	更前の別 (メートル)	更前の別 (メートル)
		五・〇〇 三一・六	五・〇〇 三一・六	八四五・七	八四五・七

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県いわき建設事務所で平成二十年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年一月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

県道勿来 浅川線	いわき市川部町松ノ下 一七〇番一地先から 同 市田人町旅人字 井戸沢二二七番八二地 先まで	変更前	変更後	更前の別 (メートル)	更前の別 (メートル)
		五・〇〇 三一・六	五・〇〇 三一・六	八四五・七	八四五・七

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県いわき建設事務所で平成二十年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年一月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

県道旅人 勿来線	いわき市田人町旅人字 井戸沢二二七番八二地 先から 同 市山田町大谷二 八九番地先まで	変更前	変更後	更前の別 (メートル)	更前の別 (メートル)
		五・〇〇 六三・六	五・〇〇 六三・六	八四六・〇	八四六・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県相双建設事務所で平成二十年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年一月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道原町二本松線	南相馬市原町区大木戸字金場一四六番地先から 同 市原町区大木戸字金場二三八番五地先まで	平成二〇年 一月八日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第十八号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成十九年十二月二十五日次のとおり指定した。
平成二十年一月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
株式会社昭和 郡山市芳賀二丁目 平成二〇年一月四日から平成 住所地に同じ
三番四号 二四年九月三〇日まで
(出納局公金管理グループ)

公 告

公告第十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十年一月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成十九年十二月十九日
- 二 名称
特定非営利活動法人日本ドライフーズ普及協会
- 三 代表者の氏名
佐藤 喬
- 四 主たる事務所の所在地
福島県田村市滝根町菅谷字畑中二百五十九番地
- 五 定款に記載された目的

この法人は、農業に従事する者もしくはその後継者に対して、農業加工食品もしくは農業食品加工機械の販売や農業及び食品に関する啓蒙活動を通じ、農業の重要さ、奥深さをより経験し、農業における技術を継承し、又金銭面における支援をすることにより、農業における後継者育成に寄与することを目的とする。
(文化領域県民文化グループ)

公告第十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十年一月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成十九年十二月二十五日
- 二 名称
特定非営利活動法人苧麻倶楽部
- 三 代表者の氏名
齋藤 紳一
- 四 主たる事務所の所在地
福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島六百五十二番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は地域住民に対して、地域作りサービスに関する事業を行い、住民の暮らしを守り生活の向上に寄与することを目的とする。
(文化領域県民文化グループ)

公告第十三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十年一月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	サービスの主たる対象者
介護サービス ゆかり	いわき市勿来町酒井酒 井原六六一	いわき市勿来町関田西 一六一六	有限会社 社介護 サービ スゆか	福島県いわき市勿来町 酒井酒井原 六六一二	居宅介護 重度訪問 介護 行動援護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十年一月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

請戸川土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 小西 浩

双葉郡双葉町大字両竹字稲荷迫二一五番地

同 横山 藏人

同 郡浪江町大字幾世橋字辻前一六番地

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第十五号

福島県道路管理台帳システム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七條の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成二十年一月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項

1 借入物品の名称及び数量 福島県道路管理台帳システム機器 一式（搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。）

2 借入物品の様式等 入札説明書及び仕様書による。

3 借入期間 平成二十年三月一日から平成二十四年十一月三十日まで

4 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 当該借入物品又はこれと同等の物品（当該借入物品と同程度の機能及び規模を有するものをいう。）を国又は地方公共団体に貸与した実績があり、かつ、確実に貸与できる者であること。

3 当該借入物品の保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行うことができる者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に、福島県から指名停止を受けていない者であつて、かつ、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成十九年三月三十日付け十八財第六千三百四十二号総務部長依命通達）第二条第一項、第三条第一項から第三項まで及び第六条に規定する参加資格制限を受けていないものであること。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二十二号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することとに支障がないと認められる者であること。

6 当該物品の搬入、据付け、調整、機器保守等を行う際に、オペレーティングシステムの設定を行ったことがある者及びLAN又はWANの構築を行ったことがある者をそれぞれ一名以上を配置できる者であり、かつ、当該者を管理する技術責任者（臨時職員、派遣職員、契約職員等を除く。）を配置できる者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2、3及び6に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合がある。

1 提出期間 平成二十年一月八日（火）から同月二十三日（水）まで（土曜日、日曜日及び同月十四日（月）を除く。）の午前九時から午後五時まで

2 提出場所 郵便番号九六〇一八六七〇

福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県土木部総務予算グループ

電話 〇二四一五二一七四五

3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成二十年一月二十三日（水）午後五時まで必着とする。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三の2に掲げる場所に同じ。

2 入札及び開札の日時及び場所 平成二十年一月三十日（水）午後一時三十分 福島県土木部入札室（福島県福島市杉妻町二番十六号）

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九條第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九條第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札の無効
二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

七 その他
1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

なお、入札説明書及び仕様書については、福島県土木部道路領域道路管理グループウェブページ (<http://www.pref.fukushima.jp/douro/kanri/kanri.htm>) からダウンロードして入手することが出来る。

(土木総務領域総務予算グループ)

福島県病院局

公告第1号

平成19年度福島県病院局有休任期付職員(看護及び助産)採用候補者登録試験を次のとおり実施します。

平成20年1月8日

福島県病院事業管理者 茂田 士郎

1 試験を実施する職種

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号の規定による任期を定めて採用する職

2 登録予定人員

看護 30名程度

助産 3名程度

3 試験期日

平成20年2月10日(日)

4 受験申込受付期間

平成20年1月8日(火)から同年2月4日(月)まで

5 受付窓口及び問い合わせ先

福島県病院局管理グループ(福島市中町8番2号 電話(024)521-7226)

(管理グループ)